

## 三原臨空商工会空き店舗情報登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三原臨空商工会（以下「本商工会」という。）が、地域内の空き店舗情報（以下「空き店舗情報」という。）を提供することにより、その利活用を促進することによって、地域経済の振興と活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 三原臨空商工会空き店舗情報登録制度

空き店舗情報を登録し、本商工会のホームページに掲載する制度（以下「本制度」という。）をいう。

(2) 地域内 三原臨空商工会定款第3条で定める地区をいう。

(3) 空き店舗 所有者等が店舗として賃貸または売却の意思のある物件をいう。

(4) 所有者等 空き店舗に係る所有権又は賃貸若しくは売却を行うことができる権利を有する者をいう。

(5) 利用者 ①本制度へ登録の申込みを行う者（以下「申込者」という。）

②空き店舗情報を閲覧する者

(利用料金)

第3条 利用者が、本制度を利用する場合の料金は無料とする。

(要綱の同意)

第4条 利用者は、本要綱に同意して空き店舗情報を利用するものとする。

(免責事項)

第5条 本商工会は、空き店舗の情報を提供するもので、賃貸・売買等の個々の取引については関与しない。また、本制度の利用により利用者及び第三者が被った損害については一切責任を負わないものとする。

2 本商工会が提供する空き店舗の情報は、申込者から提供されたものであり、内容の真正を保証するものではない。

3 提供した空き店舗の取引に係る一切の紛争等については、当事者間で解決するものとし、本商工会は一切関与しない。

(適用上の注意)

第6条 この要綱は、本制度以外の空き店舗の取引を妨げるものではない。

(利用者の責任)

第7条 利用者は、空き店舗情報を利用してなされたすべての行為と、その結果について一切の責任を負うものとする。

(情報の取り扱い)

第8条 利用者は、空き店舗情報のホームページ及び掲載する物件情報を無断で複写又は転載することは出来ない。

(変更、終了等)

第9条 本商工会は、利用者の同意を得ることなく、本制度の要綱の変更、提供する情報の変更、表示様式の変更、運営の終了をすることができる。

(情報提供の中断)

第10条 本商工会は、ネットワーク機器、回線等の故障、停電、天災、保守作業、その他の事由により、情報提供の中断、遅延等が発生して利用者が被害を被った場合においても、一切責任を負わない。

(申込み手続き)

第11条 空き店舗情報の登録を希望する申込者は、空き店舗登録申込書(様式1)に必要事項を記入し本商工会へ提出する。

2 本商工会は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認し、登録の可否を判断する。ただし、申込みの空き店舗が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録しないものとする。

- (1) 虚偽の内容により申込みされたもの。
- (2) 法令に違反し、又は違反するおそれがあると認められたもの。
- (3) 風俗営業を目的とするものその他、本商工会が不適切と判断した場合。

(登録内容変更の届出)

第12条 申込者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、速やかに登録内容変更届出書(様式2)により本商工会に届出るものとする。

- (1) 登録された事項に変更が生じたとき。
- (2) 登録を取りやめするとき。
- (3) 登録された空き店舗の賃貸又は売買の契約が成立したとき。

(登録の抹消)

第13条 本商工会は、前条2号又は3号の届出があったときは登録を抹消する。

2 本商工会は、前項の届出がない場合でも登録された空き店舗の所有者等の異動があったとき、その他、本商工会が必要と判断したときは登録を抹消することができる。

(代理による申請)

第14条 申込者は、本制度への申込みを委任状(様式第3)により第三者に委任することが出来る。

(空店舗対策委員会の承認)

第15条 空店舗情報の本制度への登録、変更、抹消等については、本商工会の空店舗対策事業委員会で審議を経て決定しなければならない。

(その他)

第16条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は本商工会会長が別に定める。

付則 この要綱は、平成28年1月16日から実施する。